

令和8年（2026年）3月9日

枚方市議会議長  
田口敬規様

市民福祉常任委員会  
委員長 妹尾正信

### 市民福祉常任委員会事件審査報告書

本委員会は、請願者から意見を聴取した上で、慎重に付託事件の審査を行った結果、令和8年3月9日の会議において下記のとおり決定したので、枚方市議会会議規則第103条及び第137条第1項の規定により報告します。

#### 記

事件番号	事 件 名	審査結果
請 願 第 4 号	生活保護利用者に対する上下水道料金福祉減免制度の継続を求める請願	不 採 択 と すべきもの

## 委員長報告参考資料

### 1. 主な質疑項目

- ・生活保護利用者を対象とした上下水道料金の福祉減免制度（以下「福祉減免制度」という。）の見直しの経緯について
- ・府内中核市における福祉減免制度の見直し状況について
- ・府内で最も生活保護受給者が多い大阪市における福祉減免制度の状況について
- ・生活保護制度の生活扶助及び福祉減免制度の制度内容とその目的について
- ・生活保護制度及び福祉減免制度に係る重複支給の考え方について
- ・福祉減免制度の見直しを行う具体的な理由について
- ・福祉施策における自治体の役割について
- ・福祉減免制度の見直しと福祉施策との整合性について
- ・生活保護利用者の生活実態の把握方法と福祉減免制度の見直しに伴う影響について
- ・65歳高齢者の居宅ひとり暮らしの場合及び30代夫婦の居宅暮らしの場合における生活扶助費の基準額について
- ・生活保護利用者の1世帯当たりの月額及び年間の影響額について
- ・上下水道料金の支払いが困難な生活保護受給世帯への対応について
- ・福祉減免制度の見直しに伴う財政的な効果額について
- ・福祉減免制度の見直し以外の選択肢の検討について
- ・令和8年度中に福祉減免制度の見直しを実施する理由について
- ・福祉減免制度の見直しの再検討について

### 2. 討論要旨

#### [東 実名子委員]

本委員会での採決に当たり、請願第4号「生活保護利用者に対する上下水道料金福祉減免制度の継続を求める請願」に反対の立場から討論をいたします。

まず、この生活保護受給世帯に適用している上下水道料金の福祉減免制度を継続するか否かを検討するに当たり、最も重要となるのは、生活保護制度との関係性です。

生活保護制度は、国が国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした公的扶助制度です。

この保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないものとされており、8種類の扶助が設けられています。その扶助の1つである生活扶助は、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの及び移送と法律で規定されており、光熱水費相当分もこの扶助に含まれています。

一方で、福祉減免制度は、昭和51年度の水道料金の大幅な増額改定に際し、生活保護受給世帯や身体障害者世帯等への経済的配慮として基本料金の減免を開始してきたことです。昭和51年当時の実情も踏まえて実施されてきた背景がございますが、こ

の減免適用分の費用は、一般会計予算から上下水道事業会計へ繰入れをしている現状がございます。

したがって、自治体がさらに独自に減免を行うことは、法律上は問題がないものの、実質的には二重給付に近い性格を持つものと言えます。

この点について、他の自治体における福祉減免の実施状況を見ますと、府内の中核市で、生活保護受給世帯を対象に水道料金を福祉減免しているところは、本市のみとのことです。また、その他の自治体の状況をみると、減免を実施していない自治体も多数あり、減免を行っていた自治体においても、重複支給を理由に見直しを行い、減免を廃止する状況が確認されています。

こうした状況を踏まえますと、確かに、長年にわたりこの福祉減免が、福祉の充実という点で重要な役割を果たしてきたことは認めるものですが、福祉減免制度の廃止は一定やむを得ないものと考えます。

しかしながら、他の委員からの意見でもありましたが、月額1,641円の減免を見直すことで、生活保護受給世帯の方にとって、新たに大きな負担が発生することになります。十分な周知期間を設けるために、令和8年度当初からではなく、10月以降の検針分から実施することとなりましたが、丁寧な周知をお願いするとともに、支払いが困難に陥った場合には、生活保護受給世帯に寄り添った対応に努めていただきたいと申し添え、本請願の反対討論といたします。

### 〔三和智之委員〕

請願第4号「生活保護利用者に対する上下水道料金福祉減免制度の継続を求める請願」について、賛成の立場から討論を行います。

今回、枚方市は、生活保護利用者を対象とした上下水道料金の福祉減免を廃止する理由として、生活保護の生活扶助に光熱水費が含まれていることから、重複支給であると説明しました。

しかし、この説明は到底納得できるものではありません。

生活保護制度と上下水道料金の福祉減免制度は、制度の目的も財源も異なるものです。生活保護は、国の制度として最低生活費を保障する仕組みであり、全国共通の基準によって、地域別に区分された標準額を支給されるものです。

一方、上下水道料金の福祉減免は、自治体が独自に料金負担を軽減する福祉施策であり、自治体の判断で実施されてきたものです。

つまり、これは重複支給などではありません。自治体が住民の生活を支えるために行ってきた独自の福祉施策です。

枚方市は、この制度を48年間にわたり続けてきました。水道や下水道という水は、人が生きていく上で欠かすことのできないものです。だからこそ、生活が厳しい方の負担を軽減するため、この制度を続けてきたのではないのでしょうか。

今回の廃止による影響額は、1世帯あたり月額1,641円、年間で約2万円です。

市全体の見直し額は、年間約7,000万円とされています。

しかし、生活保護を利用されている方にとって、この1,641円は決して小さな金額ではありません。物価高騰の下で生活費が切り詰められている中、さらに負担を増やすこととなります。

請願者の陳述では、今でもぎりぎりなのにどう生きればいいのか、寝たきりの妻の訪問入浴が楽しみで水道を節約するのは難しい、廃止はやめてほしい、こうした切実な声が届けられました。これが、今、現実にかけている生活の姿です。

地方自治体の責務は、地方自治法にもあるように、住民の福祉の増進を図ることです。国の制度だけでは支えきれない部分を、自治体が独自施策で補う、それが自治体の役割であり、その積み重ねが、地域の福祉を支えてきました。にもかかわらず、今回の見直しは、財政的な理由ではなく重複支給を理由としたものとされています。

そして、なぜ今見直すのかという問いに対しては、行財政改革プラン2024に位置づけていたからとの説明でした。

しかし、ここで問わなければなりません。行財政改革とは、誰のためのものなのでしょうか。生活が最も厳しい方への支援を削減することが、本当に自治体の進めるべき改革なのでしょうか。

48年間続いてきたこの福祉減免制度は、枚方市が築いてきた福祉の歴史であり、誇るべき施策です。それを今、物価高騰の中で廃止する。これは、福祉を後退させる判断と言わざるを得ません。

今、自治体に求められているのは、生活が厳しい市民を切り捨てることではなく、支える姿勢を示すことです。

以上の理由から、本請願に賛成することを強く訴え、討論といたします。